# ACSES ニュースレター\_ 2 0 0 0 号 (2020 年 12 月 21 日)

発行:NPO法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク (ACSES) 事務局

- 一目次(25 頁)—
- [1] 化学物質関係事故、事件関係
- ◇令和2年の労働災害発生状況(令和2年12月)〈厚生労働省〉
- ◇その他の事故、事件
- ・消費生活用製品の重大製品事故:石油ふろがま(薪兼用)で火災等<消費者庁>
- ◇事故、事件の続報
- ・水虫薬服用と70代女性死亡に「因果関係」…小林化工が認める〈新聞報道〉
- ◇事故・事件対策、措置、訴訟等
- ・公害健康被害補償不服審査会の裁決について〈環境省〉
- ・ 最近のサイバー攻撃の状況を踏まえ、経営者の皆様へサイバーセキュリティの取組の強化に関する注意喚起を 行います〈経済産業省〉
- 讃岐罐詰株式会社における煮豆缶詰の不適正表示に対する措置について〈農林水産省〉
- ・公表資料(「ゆたんぽを安全に正しく使用しましょう!」)に関する追加のお知らせ〈消費者庁〉
- ・株式会社 TBS グロウディアに対する景品表示法に基づく措置命令について〈消費者庁〉
- ・通信販売業者【株式会社 Kanael】に対する行政処分について〈消費者庁〉
- □大災害、原発事故対策

#### [原子力施設全般]

- ・核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則等の一部を改正する規則(原子力規制委員会規 則第20号)〈官報〉
- ・平成二年科学技術庁告示第五号(核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示)及び平成二年科学技術庁告示第七号(放射性同位元素等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示)の一部を改正する告示(原子力規制委員会告示第13号)〈官報〉
- [2] [特集] 新型コロナウイルス感染症

#### [状況]

- ◇省庁発表
- ◇マスコミ報道 見出し

#### 「対策・予防〕

- ◇省庁発表
- ◇ワクチン、検査薬、治療薬等



ノースポール (クリサンセマム)

- ◇大学等関係
- ・コロナ禍で休退学5千人超 大学生・院生、文科省が調査〈新聞報道〉
- ・大学に独自 PCR センター 「陽性だったら」悩む学生も〈新聞報道〉
- ◇マスコミ報道 見出し

#### [3] 医薬品

- ◇英国当局の確認を受けた GLP 基準に適合した試験施設により作成された試験成績の取扱いについて〈厚生労働省〉
- [4] 食品安全衛生関係
- ◇令和2年度輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果(中間報告)の公表〈厚生労働省〉
- ◇特別用途食品の許可について〈消費者庁〉
- [5] 環境安全関係

- ◇ (仮称) 山形県庄内遊佐町沖洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見の提出について〈環境省〉
- [6] その他省庁発表 1件
- [7] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等 「開催案内」 3件
- [8] その他
- ◇インフルエンザ、感染症関係: 3件

#### [付録]

- ◇核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則等の一部を改正する規則(原子力規制委員会規則第20号)〈官報〉
- ◇平成二年科学技術庁告示第五号(核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示)及び平成二年科学技術庁告示第七号(放射性同位元素等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示)の一部を改正する告示(原子力規制委員会告示第13号)〈官報〉
- ◇エアーベッドの空気漏れに注意〈国民生活センター〉
- ◇コードの付け根から発火したドライヤー〈国民生活センター〉

# [1] <u>化学物質関係事故、事件関係</u>

◇令和2年の労働災害発生状況(令和2年12月)

<厚生労働省 2020年12月18日> https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/1?p=k2rMYB6icTehTIkBY 業種、事故の型別死亡災害発生状況(令和2年)

(令和2年12月7日現在)

	墜落・転落	転倒	激突	飛来·落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	切れ・こすれ	踏抜き	おぼれ	高温・低温物との接触	有害物との接触	感電	爆発	破裂	火災	交通事故(道路)	交通事故(その他)	動作の反動・無理な動作	その他	分類不能	合計
全産業	164	16	8	40	45	49	103	4	0	18	19	20	6	4	2	6	123	4	0	17	3	651
製造業	19	6	1	10	8	7	32	1	0	3	4	9	0	2	0	4	3	0	0	2	0	111
鉱業	1	0	0	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
建設業	80	5	1	14	25	13	24	2	0	4	5	5	3	2	1	1	31	1	0	4	1	222
交通運輸事業	2	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	1	0	8
陸上貨物 運送事業	17	0	0	4	3	5	12	0	0	0	0	1	0	0	1	0	25	1	0	2	1	72
港湾運送業	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	4
林業	8	1	0	2	4	12	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	31

農業、畜 産・水産業	3	1	1	1	2	1	3	0	0	4	1	0	2	0	0	0	5	2	0	0	0	26
第三次産業	33	3	5	8	1	9	26	0	0	7	9	5	1	0	0	1	55	0	0	8	1	172
商業	9	0	3	4	0	4	5	0	0	3	3	0	0	0	0	0	28	0	0	1	0	60
うち小売業	6	0	1	1	0	3	2	0	0	3	2	0	0	0	0	0	24	0	0	1	0	43
金融・広告	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
通信	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	3
保健衛生業	2	0	0	0	0	2	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	3	1	11
うち社会福 祉施設	2	0	0	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	7
接客・娯楽	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	5
うち飲食店	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
清掃・と畜	7	2	1	2	0	0	15	0	0	0	4	2	0	0	0	0	9	0	0	1	0	43
警備業	1	0	0	0	0	2	3	0	0	2	1	2	0	0	0	0	9	0	0	0	0	20
その他	11	1	1	2	1	1	2	0	0	1	1	1	1	0	0	0	4	0	0	2	0	29

# ◇その他の事故、事件

- ・消費生活用製品の重大製品事故:石油ふろがま(薪兼用)で火災等
- <消費者庁 2020年12月18日> https://www.caa.go.jp/notice/entry/022519/ https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer\_safety\_cms202\_201218\_01.pdf
- 1. 石油ふろがま(薪兼用)、石油ストーブ(密閉式、床暖房機能付)、ガストーチ
- 2. 該当案件なし
- 3. 電気トースター、電気ストーブ(カーボンヒーター)、電気冷蔵庫、イヤホン(コードレス式、マイク付、 リチウムポリマーバッテリー内蔵)、エアコン、リチウム電池内蔵充電器、パワーコンディショナ(太陽光発電システム用)、ヘアドライヤー、スチームアイロン、電気ストーブ、ソーラー式充電器

# ◇事故、事件の続報

・水虫薬服用と70代女性死亡に「因果関係」…小林化工が認める

<読売新聞 2020年12月20日>

https://www.yomiuri.co.jp/national/20201220-0YT1T50071/

製薬会社「小林化工」(福井県あわら市)が製造した爪水虫などの治療薬に睡眠導入剤の成分が混入した問題で、この薬を服用して今月10日に死亡した70歳代の女性について、同社は服用と死亡との因果関係を認める調査結果をまとめた。近く、厚生労働省に報告する。同社関係者が取材に明らかにした。

薬は「イトラコナゾール錠50『MEEK』」で、今年9~12月に出荷した約9万錠に1回の最大投与量を上回る睡眠導入剤成分が混入した。女性は死亡当時、首都圏の病院に入院中。関係者によると、同社は主治医に服用前後の健康状態を聞き取るなどし、主治医の見解なども踏まえ、「因果関係がある」と結論づけたという。

# ◇事故・事件対策、措置、訴訟等

・公害健康被害補償不服審査会の裁決について

<環境省 2020 年 12 月 18 日> https://www.env.go.jp/press/108812.html

公害健康被害補償不服審査会は「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づき、令和2年12月11日付けで、4件の裁決を行いました。

「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づく裁決 4件

独立行政法人環境再生保全機構が行った、指定疾病に係る認定を行わないとする処分を不服として審査請求されている事件1件、療養手当の不支給決定を不服として審査請求されている事件1件及び特別遺族弔慰金・特別葬祭料の支給を行わないとする処分を不服として審査請求されている事件2件。(詳細は別紙、別添).

- (1) 裁決年月日 令和2年12月11日(金)
- (2)裁決の内訳 原処分の取消し 1件 審査請求の棄却 3件.

#### 【公害健康被害補償不服審査会について】

公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号)第111条に基 づき、国家行政組織法第8条に 位置づけられる審査機関として環境庁長官(当時)の所轄の下、昭和49年に設置。

委員は6人で構成され、衆参両院の同意を得て環境大臣が任命する。

次の行政処分に対する審査請求事件を取り扱い、その裁決は、原処分時に適用のあった行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第43条第1項により、関係行政庁を拘束する。

なお、平成28年4月1日からの行政処分に対する審査請求事件については、その裁決は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第52条第1項により、関係行政庁を拘束する。

- (1)公害健康被害の補償等に関する法律に基づく都道府県知事等の認定又は補償給付の支給に関する処分。
- (2) 石綿による健康被害の救済に関する法律(平成18年法律第4号)に基づく独立行政法人環境再生保全機構の認定又は救済給付の支給に関する処分。
- ・<u>最近のサイバー攻撃の状況を踏まえ、経営者の皆様へサイバーセキュリティの取組の強化に関する注意喚起を</u> 行います

<経済産業省 2020 年 12 月 18 日>

https://www.meti.go.jp/press/2020/12/20201218008/20201218008.html?from=mj

経済産業省は、サイバー攻撃の起点の拡大や烈度の増大が続いていることを受け、最近の攻撃の特徴と目的を明らかにし、企業やその関係機関等が対応する際に注意すべき点を整理することで、企業の経営者の方々に対し、サイバーセキュリティの取組の一層の強化を促すこととしました。

#### 1. 趣旨

(1) 中小企業を巻き込んだサプライチェーン上での攻撃パターンの急激な拡がり

昨今、中小企業を含む取引先や海外展開を進める企業の海外拠点、さらには新型コロナウイルスの感染拡大に伴 うテレワークの増加に起因する隙など、攻撃者が利用するサプライチェーン上の「攻撃起点」がますます拡大し ています。

(2) 大企業・中小企業等を問わないランサムウェアによる被害の急増

暗号化したデータを復旧するための身代金の要求に加えて、暗号化する前にあらかじめデータを窃取しておき、 身代金を支払わなければデータを公開するなどと脅迫する、いわゆる「二重の脅迫」を行うランサムウェアの被 害が国内でも急増しつつあります。

背景には、攻撃者の側でランサムウェアの提供や身代金の回収を組織的に行うエコシステムが成立し、高度な技術を持たなくても簡単に攻撃を行えるようになっていることがあります。

(3) 機微性の高い情報の窃取等を目的としたと考えられる海外拠点を経由した攻撃の深刻化

ビジネスのグローバル化に伴い海外拠点と密に連携したシステム構築が進む一方で、十分な対策を取らないまま 海外と日本国内のシステムをつなげてしまった結果、セキュリティ対策が不十分な海外拠点で侵入経路を構築さ れ、国内に侵入されるリスクが増大しています。

- 2. 経営者の方々へ
- 1. サイバー攻撃による被害が深刻化し、被害内容も複雑になっており、経営者の一層の関与が必要になっています。
- 2. ランサムウェア攻撃によって発生した被害への対応は企業の信頼に直接関わる重要な問題であり、その事前対策から事後対応まで、経営者のリーダーシップが求められます。
- 3. サイバーセキュリティを踏まえた事業のグローバル・ガバナンスを構築する必要があります。
- 4. 改めて「基本行動指針(共有・報告・公表)」に基づいた活動の徹底をお願いします。
- ・最近のサイバー攻撃の状況を踏まえた経営者への注意喚起(概要版)

https://www.meti.go.jp/press/2020/12/20201218008/20201218008-1.pdf

・最近のサイバー攻撃の状況を踏まえた経営者への注意喚起

https://www.meti.go.jp/press/2020/12/20201218008/20201218008-2.pdf

・讃岐罐詰株式会社における煮豆缶詰の不適正表示に対する措置について

<農林水産省 2020年12月18日> https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/kansa/201218.html

農林水産省は、讃岐罐詰株式会社(本社:香川県三豊市財田町財田上6285番地。法人番号7470001010151。以下「讃岐罐詰」という。)が、自ら製造する煮豆缶詰に、原料に使用していない黒大豆の原産地を表示して、製造販売したことを確認しました。

このため、本日、讃岐罐詰に対し、食品表示法に基づき、表示の是正と併せて、原因の究明・分析の徹底、再発防止対策の実施等について指示を行いました。

・公表資料(「ゆたんぽを安全に正しく使用しましょう!」)に関する追加のお知らせ

<消費者庁 2020年12月18日>

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\_safety/caution/caution\_045/#m03

・株式会社 TBS グロウディアに対する景品表示法に基づく措置命令について

<消費者庁 2020 年 12 月 18 日> https://www.caa.go.jp/notice/entry/022498/

消費者庁は、本日、株式会社 TBS グロウディアに対し、同社が供給する「TBC スレンダーパッド」と称する商品及び「トルネード RF ローラー」と称する商品に係る表示について、それぞれ、景品表示法に違反する行為(同法第5条第1号(優良誤認)に該当)が認められたことから、同法第7条第1項の規定に基づき、措置命令を行いました。

・通信販売業者【株式会社 Kanael】に対する行政処分について

<消費者庁 2020 年 12 月 18 日> https://www.caa.go.jp/notice/entry/022500/

消費者庁は、健康食品等を販売する通信販売業者である株式会社Kanael(カナエル)(本店所在地:東京都新宿区)(以下「同社」といいます。)に対し、令和2年12月17日、特定商取引に関する法律(以下「特定商取引法」といいます。)第15条第1項の規定に基づき、令和2年12月18日から令和3年6月17日までの6か月間、通信販売に関する業務の一部(広告、申込受付及び契約締結)を停止するよう命じました。

あわせて、同社に対し、特定商取引法第14条第1項の規定に基づき、今回の行為の発生原因について調査分析の 上検証することなどを指示しました。

# □大災害、原発事故対策

[原子力施設全般]

[官報] 令和2年12月17日 号外 第264号 1~5頁

https://kanpou.npb.go.jp/20201217/20201217g00264/20201217g002640001f.html

・<u>平成二年科学技術庁告示第五号(核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示)及び平成二年科学技術庁告示第七号(放射性同位元素等の工場又は事業所の外における</u> 運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示)の一部を改正する告示(原子力規制委員会告示第13号)

[官報] 令和2年12月17日 号外 第264号 15~46頁

https://kanpou.npb.go.jp/20201217/20201217g00264/20201217g002640015f.html

→ 前号速報済み:詳細 下記 [付録]

\*

[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症

## [状況]

## ◇省庁発表

- ・新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者の発生について(空港検疫)
- <厚生労働省 2020年12月19日> https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\_15614.html

新型コロナウイルス感染症に関する報道発表資料(発生状況、国内の患者発生、空港検疫事例)を更新しました <厚生労働省 2020 年 12 月 19 日>

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\_00204.html

新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について(令和2年12月19日版)

<厚生労働省 2020年12月19日> https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\_15613.html

新型コロナウイルスに関連した患者等の発生について(12月18日各自治体公表資料集計分)

<厚生労働省 2020年12月19日> https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\_15612.html

# ◇マスコミ報道 見出し

・NY新規感染者1万2千人超え 過去最悪

<日テレ 2020年12月19日>

https://topics.smt.docomo.ne.jp/article/ntv\_news24/world/ntv\_news24-789123

・マスクせず会食・ドライブ、医科大生15人感染…クラスター認定へ

<読売新聞 2020年12月18日>

https://www.yomiuri.co.jp/national/20201218-0YT1T50127/

・新型コロナ 重症患者の13%で脳梗塞などの「血栓症」発症

< NHK 2020 年 12 月 19 日 > https://www3.nhk.or.jp/news/html/20201219/k10012772621000.html

## [対策・予防]

# ◇省庁発表

新型コロナウイルス感染症のワクチンについて

<厚生労働省 2020年12月18日> https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/1?p=k2rMYB6icTehTIQBY

# ◇ワクチン、検査薬、治療薬等

- ・新型コロナ ファイザー製でアレルギー5件 米FDA調査
- <毎日新聞 2020年12月20日> https://mainichi.jp/articles/20201220/ddm/001/040/103000c
- ・途上国に13億回分、コロナワクチン供給へ 各国共同出資
- <毎日新聞 2020年12月20日> https://mainichi.jp/articles/20201220/ddm/012/030/093000c
- ・スイスもコロナワクチン承認 通常審査では「世界初」と当局
- <共同通信 2020年12月20日>
- ・スイスもコロナワクチン承認 ファイザー製、初の通常承認
- <時事ドットコム 2020 年 12 月 20 日> https://www.jiji.com/jc/article?k=2020121900507&g=int
- ・EUのワクチン価格「暴露」 1回分225~1860円—ベルギー閣外相
- <時事通信 2020 年 12 月 19 日> https://www.jiji.com/jc/article?k=2020121900183&g=int
- ・世界が驚くワクチンのスピード開発 舞台裏に研究者夫妻
- <朝日新聞 2020年12月19日>

https://www.asahi.com/articles/ASNDM5T45NDKULBJ019.html?iref=comtop\_7\_02

## ◇大学等関係

- ・コロナ禍で休退学5千人超 大学生・院生、文科省が調査
- <朝日新聞 2020 年 12 月 18 日> https://www.asahi.com/articles/ASNDL5TZSNDLUTIL015.html 新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、10 月までに大学・大学院を退学したり休学したりした学生が少

なくとも計 5238 人いることが 18 日、文部科学省の調査で分かった。文科省は感染拡大で経済が冷え込めばさら に増えかねないとして、学生らへの支援を拡充させる。

文科省が全国の国公私立大に調査したところ、4~10 月に新型コロナの感染拡大の影響を受けて中退した学生・大学院生は1033 人、休学は4205 人に上った。このうち、学部1年生はそれぞれ378 人(約37%)、759 人(約18%)だった。一方、全体の中退者は2万5008 人、休学は6万3460 人で、昨年の同時期と比べると、ともに6833人、6865 人減っていた。

文科省は18日、学びの継続への支援として、バイト収入が大幅に減った学生らへ無利子の奨学金の再募集を行うとともに、就職内定が取り消された学生らがやむを得ず留年する場合、奨学金の貸与期間を1年延長すると発表した。担当者は「様々な支援制度を用意しており、困ったら諦めずにまずは大学に相談してほしい」と話している。

## ・大学に独自 PCR センター 「陽性だったら」悩む学生も

<朝日新聞 2020年12月17日> https://www.asahi.com/articles/ASNDJ46YKND4PLBJ002.html

新型コロナウイルスによるクラスター(感染者集団)をつくらずに、どう学業を続けていくか――。各地の大学が試行錯誤を続けている。オンライン授業が広がる一方で、単位を取るのに欠かせない医療機関などでの実習や試合を伴う部活動など、現地に赴かないとできない活動もある。大学が独自に PCR 検査センターを設置したり、検温やマスクの着用を徹底したり、学生たちが安心して動けるように模索を続けている。

#### PCR1回900円の大学も

授業時刻に合わせて学生がずらりと検温待ちの列をつくる。京都市郊外に立つ京都産業大(京都市)では、新型コロナの感染が広がって以降、こんな光景が日常に7なった。

京産大では、多くの学生がバスで通学する。以前はバス停で降りた学生らは、それぞれの教室に自由に向かっていたが、今はホールで体温を測定してからでないと学内に入れない。

京産大は10月から、学内の診療所にPCR検査センターを開設した。

検査の主な対象は、多くの学生と一緒に学生寮で暮らしていたり、研究で住民を訪ねる「フィールドワーク」をしたりする無症状の学生ら。民間の検査機関では、1回で3万円以上かかるところもあるが、大学では1回900円で受けられる。結果は本人に通知され、陽性だった場合は大学が保健所に連絡する。検査を受けるかどうかは任意で、大学側は月1回の頻度の検査を推奨している。

学生寮で暮らす男子学生は、11月下旬に検査を受けた。「以前から寮生活を心配する家族と自費での検査を受けるかどうか話し合っていたが、費用がネックだった。学内で安価で受けられて良かった」と話す。

大学側から検査の説明を受けた学生の多くは検査を希望しているが、中にはためらう学生もいるという。

## ◇マスコミ報道 見出し

- ・コロナ ロンドンなど外出制限へ "変異ウイルスで感染急拡大"
- <NHK 2020年12月20日> https://www3.nhk.or.jp/news/html/20201220/k10012773911000.html
- ・新型コロナ変異種の感染拡大 ロンドンを「都市封鎖」へ
- <毎日新聞 2020 年 12 月 20 日> https://mainichi.jp/articles/20201220/k00/00m/030/004000c

## [3] 医薬品等

◇英国当局の確認を受けた GLP 基準に適合した試験施設により作成された試験成績の取扱いについて

<厚生労働省 2020年12月18日>https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/1?p=U6oMoN5isfdhjDvBY

<sup>◇</sup>新型コロナウイルス感染症禍における食品事業者の取組の公表について

<sup>&</sup>lt;農林水産省 2020 年 12 月 19 日> https://www.maff.go.jp/j/press/shokusan/kigyo/201218.html 農林水産省では、食品事業者等が協力して、消費者の皆さんの「食」に対する信頼向上に取り組む「フード・コミュニケーション・プロジェクト (FCP)」において、新型コロナウイルス感染症禍における食品事業者の取組をとりまとめましたので、公表します。

GLP

Good Laboratory Practice (GLP、グッド・ラボラトリー・プラクティス) は、医薬品の非臨床試験の安全性に関する信頼性を確保するための基準である $\Box$ 。日本語では優良試験所規範や優良試験所基準などと訳される。

1978 年、アメリカで GLP が制定され、背景にはサリドマイド薬害があり、その非臨床試験の安全性の試験に虚偽や捏造があったためである $\square$ 。日本ではアメリカを例にとり、1982 年より薬発第 313 号が公布されることではじまり $\square$ 、1983 年の「医薬品の臨床試験の実施に関する基準 (案)」(GCP)を公表し、1989 年に正式に通知された $\square$ 。1980 年代初頭には、日本では治験の形式を満たすだけの試験によって、第三者の監査が適切に得られないとか、偏ったデータの解析など、形骸化した臨床試験が増えていた $\square$ 。1981 年には経済協力開発機構(OECD)がGLP 基準を策定し $\square$ 、これを元にした GLP の導入を各国に求めた。これを契機として各国において各種の GLP が制定された。

## [4] 食品安全衛生関係

◇令和2年度輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果(中間報告)の公表

<厚生労働省 2020年12月18日> https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/1?p=E-pM4J4i8bchzAaBY

厚生労働省において、令和2年度輸入食品監視指導計画に基づく、令和2年4月から同年9月までの監視指導結果(中間報告)を取りまとめましたので、公表します。

主な内容 「 ] 内は令和元年度同期間の実績値、今年度の数値はいずれも速報値

令和2年4月から同年9月までの輸入届出件数は1,164,822件[1,298,431件]であり、輸入届出重量は約11,684千トン[約12,488千トン]でした。これに対し、98,296件[112,319件](モニタリング検査25,184件[30,985件]、検査命令33,233件[34,558件]、自主検査41,417件[48,681件]等の合計から重複を除いた数値)の検査を実施し、このうち305件[407件]を食品衛生法違反として、積戻しや廃棄等の措置を講じました。

海外情報等に基づく緊急対応として、アフラトキシンに汚染されているオランダ産ピーナッツバターについて、 積戻し等を行うよう措置を講じました。

本結果は、厚生労働省ホームページ内「輸入食品監視業務」のページにも掲載しています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\_iryou/shokuhin/yunyu\_kanshi/kanshi/index.html

#### ◇特別用途食品の許可について

<消費者庁 2020 年 12 月 18 日> https://www.caa.go.jp/notice/entry/022492/

https://www.caa.go.jp/notice/assets/food\_labeling\_cms206\_201218\_01.pdf

消費者庁では、本日、健康増進法第43条第1項の規定に基づき特別用途食品の表示許可を行いましたので公表いたします。

とろみ調整用食品 つるりんこ Quickly (クイック リー) 株式会社クリニコ 2013201001755 本品は、えん下を 容易にし、誤えんを防ぐことを目的に、お茶や水、食品 にとろみをつけるためのとろみ調整用食品で、えん下困 難者が水分や栄 養を摂取する際の使用に適しています。 第 2020005 号

#### [5] *環境安全関係*

◇ (仮称) 山形県庄内遊佐町沖洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見の提出について

<環境省 2020年12月18日> https://www.env.go.jp/press/108802.html

#### [6] その他省庁発表

◇願書等の書類作成支援ツール「さくっと書類作成」の提供を開始しました

<経済産業省 2020 年 12 月 18 日>

https://www.meti.go.jp/press/2020/12/20201218003/20201218003.html?from=mj

特許庁は、12月17日(木曜日)に個人、中小企業の方に向けた願書等の書類作成支援ツール「さくっと書類作成」の提供を開始しました。ウェブサイトの画面に入力する形式であるため、使用にあたってソフトをダウンロードする必要がなく、表示項目に従って入力するだけで、願書や納付書等を簡単に作成することができます。

## [7] 関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等

#### [開催案内]

・第 50 回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会、令和 2 年度第 9 回薬事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品等安全対策部会安全対策調査会(合同開催)(ペーパーレス、Web 会議)の開催について 12 月 25 日

<厚生労働省 2020年12月18日> https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/1?p=0yqMIF7iMXfhDM1BY

- (1) 百日せき、ジフテリア、破傷風、不活化ポリオ、肺炎球菌 (7 価、13 価)、Hib、BCG、日本脳炎、B型肝炎、ロタウイルス、麻しん、風しん、おたふくかぜ、水痘、帯状疱疹、A型肝炎、23 価肺炎球菌、HPVのワクチンの安全性について
- (2) その他
- 自治体職員向け違法な不用品回収業者対策セミナーの開催について
  1月20日、2月25日、オンライン
  環境省 2020年12月18日> https://www.env.go.jp/press/108799.html
- 一般家庭や事業所で使用済みとなった家電製品 (廃家電) については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。) に基づく取扱いを基本としたうえで、特定家庭用機器再商品化法 (平成 10 年法律第 97 号) や使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律 (平成 24 年法律第 57 号) 等に基づくリサイクルルートを整備することで、適正な処理や資源の有効利用を推進しているところです。
- 一方で、廃家電を違法に回収する業者は後を絶たず、そうした業者が回収した廃家電が不法投棄される事例や、 不適正にスクラップ処理され、雑品スクラップとして海外に輸出される事例や、雑品スクラップの保管場所で火 災が起きた事例等が確認されており、取締りを強化していく必要があります。

本セミナーは、自治体職員の方を対象に、廃家電の適切な処理方法や、違法業者による不適正処理の実態、指導・取締りに関する理解を深めていただくことを目的としてオンラインで開催します。

- ・中央環境審議会水環境部会総量削減専門委員会(第5回)の開催について
  12月25日、WEB会議
  https://www.env.go.jp/press/108773.html
- (1) 水質将来予測について
- (2) 第9次水質総量削減の在り方についての構成案
- (3) その他
- ・<u>サーキュラー・エコノミー及びプラスチック資源循環ファイナンス研究会(第5回)の開催について</u> 12月21日、WEB会議

<環境省 2020年12月18日> https://www.env.go.jp/press/108688.html

- (1) サーキュラー・エコノミーに係るサステナブル・ファイナンス促進のための開示・対話ガイダンス (仮称) について
- (2) 自由討議

## [8] その他

## ◇インフルエンザ、感染症関係

・<u>宮崎県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認(国内30例目)及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の持ち回り開催について</u>

<農林水産省 2020年12月19日> https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/201219\_6.html

・<u>徳島県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認(国内 29 例目)及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の持ち回り開催について</u>

<農林水産省 2020年12月19日> https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/201219.html

・インフルエンザ 1週間で全国 57人 例年より大幅に少ない状況

<NHK 2020年12月18日>

#### [付録]

#### 

[官報] 令和2年12月17日 号外 第264号 1~5頁

https://kanpou.npb.go.jp/20201217/20201217g00264/20201217g002640001f.html

#### ○原子力規制委員会規則第20号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第百六十六号)第五十七条の七第四項並びに第五十九条第一項及び第三項並びに放射性同位元素等の規制に関する法律(昭和三十二年法律第百六十七号)第十二条の三第一項並びに第十八条第一項及び第三項の規定(これらの規定を同法第二十五条の五の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に基づき、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年12月17日

原子力規制委員会委員長 更田 豊志

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則等の一部を改正する規則

- 第一条 次の各号に掲げる規則の一部を、それぞれ当該各号に定める表により改正する。
  - 一 核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則(昭和五十三年総理府令第五十七号) 別表第一
  - 二 核原料物質の使用に関する規則(昭和四十三年総理府令第四十六号) 別表第二
  - 三 放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則(昭和三十五年総理府令第五十六号) 別表第三
- 第二条 前条各号に定める表中の傍線、破線及び二重傍線の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。
  - 一 改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定 の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改めること。
  - 二 条項番号その他の標記部分(以下単に「標記部分」という。)に二重傍線を付した規定を改正前欄及び改正後欄に対応して掲げている場合であって、標記部分が改正前欄及び改正後欄で異なるときは、改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げる規定として移動すること。
  - 三 標記部分に二重傍線を付した規定を改正後欄に掲げている場合であって、改正前欄にこれに対応するもの を掲げていないときは、当該規定を新たに追加すること。

## 附則

(施行期日)

第一条 この規則は、令和三年一月一日から施行する。

(経過措置)

- 第二条 この規則の施行の日前にされた核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第五十九条第二項の確認又は同条第三項若しくはこの規則による改正前の核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第二十一条第二項の承認(承認の更新を含む。以下この条において同じ。)の申請であって、この規則の施行の際確認又は承認をするかどうかの処分がされていないものについての処分については、なお従前の例による。
- 第三条 この規則の施行の際現に放射性同位元素等の規制に関する法律第十二条の二第一項又は第二項の認証を受けている放射性同位元素装備機器は、この規則による改正後の放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則第十四条の三第二項第五号に掲げる技術上の基準に適合したものとみなす。第四条この規則の施行の目前にされた放射性同位元素等の規制に関する法律第十八条第二項(同法第二十五条の五の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の確認又は同法第十八条第三項(同法第二十五条の五の規定により読み替えて適用する場合を含む。)若しくはこの規則による改正前の放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則第十八条の十七第四項(同規則第二十四条の二の七の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の承認(承認の更新を含む。以下この条において同じ。)の申請であって、この規則の施行の際確認又は承認をするかどうかの処分がされていないものについての処分については、なお従前の例による。
- 第四条 この規則の施行の日前にされた放射性同位元素等の規制に関する法律第十八条第二項(同法第二十五条の五の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の確認又は同法第十八条第三項(同法第二十五条の五の

規定により読み替えて適用する場合を含む。)若しくはこの規則による改正前の放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則第十八条の十七第四項(同規則第二十四条の二の七の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の承認(承認の更新を含む。以下この条において同じ。)の申請であって、この規則の施行の際確認又は承認をするかどうかの処分がされていないものについての処分については、なお従前の例による。

**第五条** この規則の施行の際現に運搬されている核原料物質、核燃料物質等及び放射性同位元素等については、 当該運搬が終了するまでは、なお従前の例による。

別表第一 核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則の一部改正に関する表

#### 改正後

(核燃料輸送物としての核燃料物質等の運搬)

第三条 核燃料物質等は、<u>次の各号に</u>掲げる核燃料物質 等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める種類の核 燃料輸送物として運搬しなければならない。

「一~三略]

- 2 「略]
- 3 前二項に掲げるL型輸送物、A型輸送物、BM型輸送物、BU型輸送物、IP-1型輸送物、IP-2型輸送物及びIP-3型輸送物は、当該核燃料輸送物の 経年変化を考慮した上で、それぞれ次条から第十条までに規定する技術上の基準に適合するものでなければならない。

(核分裂性物質に係る核燃料輸送物の技術上の基準)

第十一条 核分裂性物質を第三条の規定により核燃料輸送物として運搬する場合には、当該核分裂性物質に係る核燃料輸送物(原子力規制委員会の定めるものを除く。以下「核分裂性輸送物」という。)は、当該核分裂性輸送物の経年変化を考慮した上で、輸送中において臨界に達しないものであるほか、第五条第三号に定める基準に適合するもの(IP-1型輸送物又はIP-2型輸送物として運搬する場合に限る。)及び次の各号に掲げる技術上の基準に適合するもの(原子力規制委員会の定める要件に適合する核分裂性輸送物として運搬する場合を除く。)でなければならない。

#### [一~三 略]

(六ふつ化ウランに係る核燃料輸送物の技術上の基準)

第十二条 六ふつ化ウランを第三条の規定により核燃料輸送物として運搬する場合には、当該六ふつ化ウランに係る核燃料輸送物は、当該核燃料輸送物の経年変化を考慮した上で、次に掲げる技術上の基準に適合するものでなければならない。

[一•二 略]

2 原子力規制委員会の定める量以上の六ふつ化ウランが収納されている核燃料輸送物(以下「六ふつ化ウラン輸送物」という。)にあつては、前項の基準に加え、当該六ふつ化ウラン輸送物の経年変化を考慮した

#### 改正前

(核燃料輸送物としての核燃料物質等の運搬)

第三条 核燃料物質等は、<u>次に</u>掲げる核燃料物質等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める種類の核燃料輸送物として運搬しなければならない。

[一~三 同左]

- 2 [同左]
- 3 前二項に掲げるL型輸送物、A型輸送物、BM型輸送物、BU型輸送物、IP-1型輸送物、IP-2型輸送物及びIP-3型輸送物は、それぞれ次条から第十条までに規定する技術上の基準に適合するものでなければならない。

(核分裂性物質に係る核燃料輸送物の技術上の基準)

第十一条 核分裂性物質を第三条の規定により核燃料輸送物として運搬する場合には、当該核分裂性物質に係る核燃料輸送物(原子力規制委員会の定めるものを除く。以下「核分裂性輸送物」という。)は、輸送中において臨界に達しないものであるほか、第五条第三号に定める基準に適合するもの(IP-1型輸送物又はIP-2型輸送物として運搬する場合に限る。)及び次の各号に掲げる技術上の基準に適合するもの(原子力規制委員会の定める要件に適合する核分裂性輸送物として運搬する場合を除く。)でなければならない。

# 「一~三 同左]

(六ふつ化ウランに係る核燃料輸送物の技術上の基準)

第十二条 六ふつ化ウランを第三条の規定により核燃料輸送物として運搬する場合には、当該六ふつ化ウランに係る核燃料輸送物は、次に掲げる技術上の基準に適合するものでなければならない。

#### 「一・二 同左]

2 原子力規制委員会の定める量以上の六ふつ化ウランが収納されている核燃料輸送物(以下「六ふつ化ウラン輸送物」という。)にあつては、前項の基準に加え、次に掲げる技術上の基準に適合するものでなけれ

上で、次に掲げる技術上の基準に適合するものでなけしばならない。 ればならない。

[一~四 略]

3 [略]

(容器承認書)

第二十二条 原子力規制委員会は、前条第一項の規定に 第二十二条 [同左] よる申請に係る輸送容器が第三条から第十二条まで 及び第十四条に定める技術上の基準(容器に係るもの に限る。) に適合していることについて確認をしたと きは、次の各号に掲げる事項を記載した容器承認書を 交付する。

[一~八 略]

九 その他特記事項

別記様式3 (第21条関係)

**—省略—** 

「一~四 同左]

3 [同左]

(容器承認書)

[一~八 同左]

九 その他特記事項

別記様式3 (第21条関係)

**—省略—** 

備考 表中の[ ]の記載は注記である。

別表第二 核原料物質の使用に関する規則の一部改正に関する表

改 正 後	改 正 前
(技術上の基準)	(技術上の基準)
第二条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関	第二条 [同左]
する法律(昭和三十二年法律第百六十六号。以下「法」	
という。)第五十七条の七第四項に規定する技術上の	
基準は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、核	
原料物質を使用する者で原子力規制委員会の定める	
ものについては、第六号から第十号までの規定は、適	
用しない。	
[一~十一の二 略]	[一~十一の二 同左]
十二 核原料物質の運搬は、次に定めるところにより	十二 核原料物質の運搬は、次に定めるところにより
行うこと。この場合において、当該核料物質及び当	行う <u>こと。</u>
該核原料物質を収納した容器の経年変化を考慮し	
<u>なければならない。</u>	
[イ〜チ 略]	[イ〜チ 同左]
十三 [略]	十三 [同左]
備考 表中の[ ]の記載は注記である。	

別表第三 放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則の一部改正に関する表

改 正 後	改 正 前
(認証の基準)	(認証の基準)
2 放射性同位元素装備機器の使用、保管及び運搬に関	2 [同左]
する条件に係る法第十二条の三第一項の原子力規制	
委員会規則で定める技術上の基準は、次のとおりとす	
る。	
[一~四 略]	[一~四 略]
五 当該放射性同位元素装備機器を運搬する場合に	五 当該放射性同位元素装備機器を運搬する場合に
は、当該放射性同位元素装備機器又は当該放射性同	は、当該放射性同位元素装備機器又は当該放射性同
位元素装備機器を収納した容器が、経年変化を考慮	位元素装備機器を収納した容器が、、次に掲げる基

<u>した上で</u>、次に掲げる基準に適合すること。 「イ〜リ 略]

六 [略]

[3・4 略]

(放射性輸送物としての放射性同位元素等の運搬)

第十八条の三 放射性同位元素等(原子力規制委員会の 定めるものを除く。以下第十八条の十三までにおいて 同じ。)は、<u>次の各号に</u>掲げる放射性同位元素等の区 分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる種類の放射性輸 送物(放射性同位元素等が容器に収納され、又は包装 されているものをいう。以下同じ。)として運搬しな ければならない。

[一~三 略]

- 2 「略]
- 3 前二項に掲げるL型輸送物、A型輸送物、BM型輸送物、BU型輸送物、IP-1型輸送物、IP-2型輸送物及びIP-3型輸送物は、当該放射性輸送物の経年変化を考慮した上で、それぞれ次条から第十八条の十までに規定する技術上の基準に適合するものでなければならない。

(容器承認書の交付)

第十八条の十八 原子力規制委員会は、法第十八条第三項に規定する承認をしたときは、次の各号に掲げる事項を記載した容器承認書を交付する。

「一~六略]

七 収納物の密封性に関する事項

△ BM型輸送物にあつては、BU型輸送物の設計基準のうち適合しない基準

九 [略]

十 [略]

十一 その他特記事

(特定放射性同位元素を事業所等の外において運搬する場合における運搬する物に係る技術上の基準)

# 第二十四条の二の四 [略]

- 2 特定放射性同位元素に係る放射性輸送物は、当該放射性輸送物の経年変化を考慮した上で、前項に規定する技術上の基準に適合するものでなければならない。
- **別記様式第十九** (第 18 条の 17 及び第 24 条の 2 の 7 関係)

**—省略—** 

備考 表中の[ ]の記載は注記である。

準に適合すること。

「イ~リ 略]

六 [略]

[3・4 略]

(放射性輸送物としての放射性同位元素等の運搬)

- 第十八条の三 放射性同位元素等 (原子力規制委員会の 定めるもの(危険物船舶運送及び貯蔵規則(昭和三十 二年運輸省令第三十号)第二条第一号ト(1)に該当し ないもの(原子力規制委員会の定めるものを除く。) を除く。以下第十八条の十三までにおいて同じ。)は、 次に掲げる放射性同位元素等の区分に応じ、それぞれ 当該各号に掲げる種類の放射性輸送物(放射性同位元 素等が容器に収納され、又は包装されているものをい う。以下同じ。)として運搬しなければならない。 「一~三 略]
- 2 「略]
- 3 前二項に掲げるL型輸送物、A型輸送物、BM型輸送物、BU型輸送物、IP-1型輸送物、IP-2型輸送物及びIP-3型輸送物は、それぞれ次条から第十八条の十までに規定する技術上の基準に適合するものでなければならない。

(容器承認書の交付)

第十八条の十八 原子力規制委員会は、法第十八条第三 項に規定する承認をしたときは、次の各号に掲げる事 項を記載した容器承認書を交付する。

「一~六略]

「号を加える。]

「号を加える。]

七 [略]

八 [略]

九 その他特記事

(特定放射性同位元素を事業所等の外において運搬する場合における運搬する物に係る技術上の基準)

第二十四条の二の四 「略]

「項を加える。

**別記様式第十九** (第 18 条の 17 及び第 24 条の 2 の 7 関係)

**—省略—** 

◇平成二年科学技術庁告示第五号(核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示)及び平成二年科学技術庁告示第七号(放射性同位元素等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示)の一部を改正する告示(原子力規制委員会告示第 13 号)

上記[1] 関係

[官報] 令和2年12月17日 号外 第264号 15~46頁

https://kanpou.npb.go.jp/20201217/20201217g00264/20201217g002640015f.html

#### ○原子力規制委員会告示第13号

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則(昭和五十三年総理府令第五十七号)第三条第一項第一号及び第二項並びに第二十一条第二項並びに放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則(昭和三十五年総理府令第五十六号)第十八条の三第一項及び第二項並びに第十八条の十七第四項の規定に基づき、並びにこれらの規則を実施するため、平成二年科学技術庁告示第五号(核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示)及び平成二年科学技術庁告示第七号(放射性同位元素等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示)の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年12月17日

原子力規制委員会委員長 更田 豊志

平成二年科学技術庁告示第五号(核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の 基準に係る細目等を定める告示)及び平成二年科学技術庁告示第七号(放射性同位元素等の工場又は事 業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示)の一部を改正する告示

- 第一条 次の各号に掲げる告示の一部を、それぞれ当該各号に定める表により改正する。
  - 一 平成二年科学技術庁告示第五号(核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準 に係る細目等を定める告示)別表第一
  - 二 平成二年科学技術庁告示第七号(放射性同位元素等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の 基準に係る細目等を定める告示)別表第二
- 第二条 前条各号に定める表中の傍線、破線及び二重傍線の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。
  - 一 改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定 の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改めること。
  - 二 条項番号その他の標記部分(以下単に「標記部分」という。)に二重傍線を付した規定を改正前欄及び改正 後欄に対応して掲げている場合であって、標記部分が改正前欄及び改正後欄で同一のときは、改正前欄に掲 げる規定を改正後欄に掲げるもののように改めること。
  - 三 標記部分に二重傍線を付した規定を改正前欄及び改正後欄に対応して掲げている場合であって、標記部分 が改正前欄及び改正後欄で異なるときは、改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げる規定として移動するこ と。
  - 四 標記部分に二重傍線を付した規定を改正前欄に掲げている場合であって、改正後欄にこれに対応するものを掲げていないときは、当該規定を削ること。
  - 五 標記部分に二重傍線を付した規定(二重傍線を付した題名を含む。以下この号において同じ。)を改正後欄 に掲げている場合であって、改正前欄にこれに対応するものを掲げていないときは、当該規定を新たに追加 すること。

## 附 則

(施行期日)

第一条 この告示は、令和三年一月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この告示の施行の目前にされた核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年 法律第百六十六号)第五十九条第二項の確認又は同条第三項若しくは核燃料物質等の工場又は事業所の外にお ける運搬に関する規則等の一部を改正する規則(令和二年原子力規制委員会規則第二十号。以下「改正規則」 という。)による改正前の核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第二十一条第二項の 承認(承認の更新を含む。以下この条において同じ。)の申請であって、この告示の施行の際確認又は承認をするかどうかの処分がされていないものについての処分については、なお従前の例による。

- 第三条 この告示の施行の目前にされた放射性同位元素等の規制に関する法律(昭和三十二年法律第百六十七号)第十八条第二項(同法第二十五条の五の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の確認又は同法第十八条第三項(同法第二十五条の五の規定により読み替えて適用する場合を含む。)若しくは改正規則による改正前の放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則第十八条の十七第四項(同規則第二十四条の二の七の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の承認(承認の更新を含む。以下この条において同じ。)の申請であって、この告示の施行の際確認又は承認をするかどうかの処分がされていないものについての処分については、なお従前の例による。
- **第四条** この告示の施行の際現に運搬されている核燃料物質等及び放射性同位元素等については、当該運搬が終了するまでは、なお従前の例による。

(核燃料物質等の工場又は事業所内の運搬に関する措置等に係る技術的細目等を定める告示等の一部改正)

- 第五条 次の各号に掲げる告示の規定中「平成二年科学技術庁告示第五号(核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示)」を「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示(平成二年科学技術庁告示第五号)」に改める。
  - 一 核燃料物質等の工場又は事業所内の運搬に関する措置等に係る技術的細目等を定める告示(昭和五十三年 科学技術庁告示第十号)第二条第一項
  - 二 工場又は事業所における核燃料物質等の運搬に関する措置に係る技術的細目等を定める告示(昭和五十三 年通商産業省告示第六百六十六号)第二条第一項
  - 三 核燃料物質等の原子力船等における運搬に関する措置に係る技術的細目等を定める告示(昭和五十三年運輸省告示第六百七十七号)第二条第一項
  - 四 核燃料物質の加工の事業に関する規則第七条の六等の規定に基づく核燃料物質等の工場又は事業所内の 運搬に関する措置等に係る技術的細目等を定める告示(平成十二年科学技術庁告示第二十一号)第二条第一項
  - 五 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関して必要な事項を定める告示(平成二十五年原子力規制委員会告示第三号)第十三条第一項
- 第六条 平成十二年科学技術庁告示第五号(放射線を放出する同位元素の数量等)第二十三条中「告示別記様式第 二を「告示別記様式第九」に改める。
- **別表第** 平成二年科学技術庁告示第五号(核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の 基準に係る細目等を定める告示)の一部改正に関する表

改正後

核燃料物質等の工場又は事業所の外における 運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定 める告示

(L型輸送物として運搬できる核燃料物質等)

- 第三条 規則第三条第一項第一号の危険性が極めて少ない核燃料物質等として原子力規制委員会の定めるものは、次の各号の一に該当する核燃料物質等とする。 ただし、核分裂性物質を含むものについては、第二十三条第一項に定める核燃料輸送物として運搬できるものに限るものとし、六ふつ化ウランを含むものについては、当該六ふつ化ウランの重量が第二十八条に定める重量を超えないものに限るものとする。
  - 一 核燃料物質等であって、次の表の上欄に掲げる 区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる量を超

改正前

[題名を付する。]

(L型輸送物として運搬できる核燃料物質等)

- 第三条 規則第三条第一項第一号の危険性が極めて少ない核燃料物質等として原子力規制委員会の定めるものは、次の各号の一に該当する核燃料物質等とする。 ただし、第一号から第三号までに該当する核燃料物質等のうち、核分裂性物質を含むものについては、第二十三条第一項に定める核燃料輸送物として運搬できるものに限るものとし、六ふつ化ウランを含むものについては、当該六ふつ化ウランの重量が第二十八条に定める重量を超えないものに限るものとする。
  - 一 核燃料物質等であって、次の表の上欄に掲げる

#### えない放射能を有するもの

#### 核燃料物質等の区分 放射能の量 容易に散逸しない固体状 別表第一から別表第 体 の核燃料物質等又は核燃 四まで及び別表第六 料物質等を密封したカプ の第一欄に掲げる放 セル(以下「カプセル等」 射性物質の種類又は 区分に応じ、それぞ という。)であって、当該 カプセル等の設計が次に れ当該各表の第二欄 掲げる基準に適合すると に掲げる数量(別表 第二の第二欄に掲げ 原子力規制委員会が認め るもの(以下「特別形核燃 る数量にあっては、 料物質等」という。) 当該数量のうち原子 「イ・ロ 略] 力規制委員会が適当 と認める数量。以下 「A<sub>1</sub>値」という。) の千分の一 特別形核燃料物質等以外 別表第一から別表第 のもの 六までの第一欄に掲 げる放射性物質の種 類又は区分に応じ、 それぞれ当該各表の 第三欄(別表第四及 び別表第五にあって は、第二欄)に掲げる 数量(別表第二の第 三欄に掲げる数量に あっては、当該数量 のうち原子力規制委 員会が適当と認める 数量。以下「A。值」 という。) の千分の-[略]

「二~四 略〕

- 2 前項第一号の表上欄に規定するカプセル等の設計についての承認を受けようとする者は、別記様式第一(既に承認を受けた設計の変更を行う場合は別記様式第二)による申請書に、当該カプセル等の設計が同欄イ及びロの基準に適合することを説明する書類及び特別形核燃料物質等に係る品質管理の方法等に関する説明書を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 3 原子力規制委員会は、前項の規定による申請に係る カプセル等の設計が第一項第一号の表上欄イ及びロの 基準に適合していることについて確認をしたときは、

区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる量を超 えない放射能を有するもの

	んない別別能を有するもの	
	核燃料物質等の区分	放射能の量
個	容易に散逸しない固体状	別表第一から別表第
体	の核燃料物質等又は核燃	四まで及び別表第六
	料物質等を密封したカプ	の第一欄に掲げる放
	セル(以下「カプセル等」	射性物質の種類又は
	という。)であって、 <u>次の</u>	区分に応じ、それぞ
	基準に適合もの(以下「特	れ当該各表の第二欄
	別形核燃料物質等」とい	に掲げる <u>数量</u> 以下「A
	う。)	₁値」という。)の千
	[イ・ロ 同左]	分の一
	特別形核燃料物質等以外	別表第一から別表第
	のもの	六までの第一欄に掲
		げる放射性物質の種
		類又は区分に応じ、
		それぞれ当該各表の
		第三欄(別表第四及
		び別表第五にあって
		は、第二欄)に掲げる
		<u>数量</u> 以下「A <sub>2</sub> 値」と
		いう。) の千分の一

[同左]

[二~四 同左] 「項を加える]

「項を加える」

次の各号に掲げる事項を記載した特別形核燃料物質等 設計承認書を交付する。

- 一 特別形核燃料物質等設計承認番号
- 二 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、そ の代表者の氏名
- 三 特別形核燃料物質等の名称
- 四 特別形核燃料物質等の種類
- 五 特別形核燃料物質等の外形寸法、重量その他の仕様
- 六 特別形核燃料物質等に係る品質管理の方法等に関する事項
- 七 特別形核燃料物質等設計承認書の有効期間
- 八 その他特記事項
- 4 前項の規定により特別形核燃料物質等設計承認書の 交付を受けた者は、当該特別形核燃料物質等の設計の 変更がないことを示して、有効期間の更新を受けるこ とができる。
- 5 前項の更新を受けようとする者は、別記様式第三による特別形核燃料物質等設計承認有効期間更新申請書に、当該更新を受けようとする特別形核燃料物質等に係る特別形核燃料物質等設計承認書を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 6 原子力規制委員会は、第四項に規定する更新をしたときは、特別形核燃料物質等設計承認書を書き換えて 交付するものとする。
- 7 第三項の規定により特別形核燃料物質等設計承認書の交付を受けた者は、同項第二号に掲げる事項を変更したときは、変更の日から三十日以内に、別記様式第四による特別形核燃料物質等設計承認書記載事項変更届出書を提出しなければならない。
- 8 第三項の規定により特別形核燃料物質等設計承認書の交付を受けた者は、承認を受けた特別形核燃料物質等の設計を廃止したときは、廃止の日から三十日以内に、別記様式第五による特別形核燃料物質等設計承認書廃止届出書に当該特別形核燃料物質等設計承認書を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 9 第一項第一号の表下欄に規定する別表第二の第二欄 又は第三欄に掲げる数量についての承認を受けようと する者は、別記様式第六による申請書に、当該数量を 算出した方法を説明する書類を添えて、原子力規制委 員会に提出しなければならない。
- 10 第二項の申請書、第五項の特別形核燃料物質等設計 承認有効期間更新申請書、第七項の特別形核燃料物質 等設計承認書記載事項変更届出書、第八項の特別形核 燃料物質等設計承認書廃止届出書及び前項の申請書の

[項を加える]

「項を加える〕

「項を加える]

「項を加える」

「項を加える]

「項を加える]

[項を加える]

提出部数は、それぞれ正本一通とする。

(低比放射性物質及び表面汚染物)

第五条 規則第三条第二項の原子力規制委員会の定める 低比放射性物質は、次に掲げる各号の一に該当する核 燃料物質等であって、容器に収納することとした場合 に、当該核燃料物質等の表面から三メートル離れた位 置における最大線量当量率が十ミリシ1ベルト毎時を 超えないものとする。ただし、容器による遮蔽の効果 は考慮しないこととする。

#### [一・二 略]

三 前二号に掲げる核燃料物質等以外の固体状の核燃料物質等であって、次に掲げる要件に適合するもの (以下「LSAE」という。)

「イ・ロ 略]

[号の細分を削る]

<u>ハ</u> [略]

2 「略]

(表面又は表面から一メートル離れた位置における最 大線量当量率に係る承認の申請)

- 第十一条 規則第五条第七号ただし書の規定による承認 を受けようとする者は、<u>別記様式第七</u>による申請書を 原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 2 規則第五条第八号ただし書の規定による承認を受けようとする者は、<u>別記様式第八</u>による申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
- <u>3</u> 前二項の申請書の提出部数は、それぞれ正本一通と する。

(IP2 型輸送物に係る一般の試験条件)

## 第二十一条 「略]

- 2 前項の原子力規制委員会の認める条件によろうとする者は、<u>別記様式第九</u>による申請書に、その条件が別記第九に掲げる条件と同等であることを説明する書類を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 3 前項の申請書の提出部数は、正本一通とする。(IP2 型輸送物及び IP3 型輸送物に係る技術上の基準に係る承認の申請)
- 第二十二条の二 規則第九条第二項第二号の原子力規制 委員会の認める基準によろうとする者は、<u>別記様式第</u> 士による申請書に、その基準が同条第一項第二号に定める基準と同等であることを説明する書類を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 2 規則第十条第二項第二号の原子力規制委員会の認め

(低比放射性物質及び表面汚染物)

第五条 「同左〕

「一・二 同左]

三 [同左]

「イ・ロ 同左]

○ 別記第二に定める浸漬試験を行った場合に、水中への放射性物質の漏えい量が L 値の十分の一を超えないこと。

<u>ニ</u> [同左]

2 [同左]

(表面又は表面から一メートル離れた位置における最 大線量当量率に係る承認の申請)

- 第十一条 規則第五条第七号ただし書の規定による承認を受けようとする者は、<u>別記様式第二</u>による申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 2 規則第五条第八号ただし書の規定による承認を受けようとする者は、<u>別記様式第三</u>による申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

「項を加える」

(IP2 型輸送物に係る一般の試験条件)

## 第二十一条 [同左]

2 前項の原子力規制委員会の認める条件によろうとする者は、<u>別記様式第四</u>による申請書に、その条件が別記第九に掲げる条件と同等であることを説明する書類を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。

「項を加える」

(IP2型輸送物及びIP3型輸送物に係る技術上の基準に 係る承認の申請)

- 第二十二条の二 規則第九条第二項第二号の原子力規制 委員会の認める基準によろうとする者は、<u>別記様式第</u> 五による申請書に、その基準が同条第一項第二号に定める基準と同等であることを説明する書類を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 2 規則第十条第二項第二号の原子力規制委員会の認め

る基準によろうとする者は、<u>別記様式第十</u>による申請 書に、その基準が同条第一項第二号に定める基準と同 等であることを説明する書類を添えて、原子力規制委 員会に提出しなければならない。

<u>3</u> 前二項の申請書の提出部数は、それぞれ正本一通と する。

(核分裂性輸送物とならない核燃料輸送物)

# 第二十三条 「略]

- 2 前項第六号の規定の適用を受けようとする者は、<u>別</u> <u>記様式第十一</u>による申請書に、当該核燃料輸送物が輸 送中において臨界に達しないことを説明する書類を添 えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。
- <u>3</u> 前項の申請書の提出部数は、正本一通とする。 (特別措置に係る承認の申請)
- 第三十四条 規則第十四条の規定による承認を受けようとする者は、<u>別記様式第十二</u>による申請書に、核燃料物質等の運搬に係る品質管理の方法等に関する説明書を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。
- <u>2</u> 前項の申請書の提出部数は、正本一通とする。 (設計承認の申請等)
- 第四十一条 規則第二十一条第二項の規定の適用を受けようとする者は、別記様式第十三(既に同項の適用を受けた設計の変更を行う場合は別記様式第十四)による申請書に、同条第一項第二号の書類及び輸送容器に係る品質管理の方法等(設計に係るものに限る。)に関する説明書を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 2 原子力規制委員会は、規則第二十一条第二項の規定 を適用したときは、次の各号に掲げる事項を記載した 核燃料輸送物設計承認書を交付する。
  - 一 核燃料輸送物設計承認番号

「二~五略]

六 運搬中に予想される周囲の温度の範囲

<u>七</u> 収納物の臨界防止のための核燃料輸送物の構造に 関する事項

八 [略]

九 [略]

十 「略]

<u>十一</u> [略]

<u>十二</u> 輸送容器に係る品質管理の方法等(設計に係る ものに限る。)に関する事項

<u>十三</u> [略]

十四 その他特記事項

3 [略]

る基準によろうとする者は、<u>別記様式第五</u>による申請 書に、その基準が同条第一項第二号に定める基準と同 等であることを説明する書類を添えて、原子力規制委 員会に提出しなければならない。

「項を加える」

(核分裂性輸送物とならない核燃料輸送物)

## 第二十三条 「同左〕

2 前項第六号の規定の適用を受けようとする者は、<u>別記様式第六</u>による申請書に、当該核燃料輸送物が輸送中において臨界に達しないことを説明する書類を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。 「項を加える」

(特別措置に係る承認の申請)

第三十四条 規則第十四条の規定による承認を受けようとする者は、別記様式第七による申請書に、核燃料物質等の運搬に係る品質管理の方法等に関する説明書を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。

「項を加える」

(設計承認の申請等)

第四十一条 規則第二十一条第二項の規定の適用を受けようとする者は、<u>別記様式第八</u>(既に同項の適用を受けた設計の変更を行う場合は<u>別記様式第十九</u>)による申請書に、同条第一項第二号の書類及び輸送容器に係る品質管理の方法等(設計に係るものに限る。)に関する説明書を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。

2 [同左]

#### 一 設計承認番号

「二~五 同左]

[号を加える]

「号を加える]

<u>六</u> [同左]

七 [同左]

八 [同左]

九 [同左]

[号を加える]

十 [同左]

[号を加える]

3 [同左]

- 4 前項の更新を受けようとする者は、別記様式第十五 による核燃料輸送物設計承認有効期間更新申請書に、 当該更新を受けようとする核燃料輸送物に係る核燃料 輸送物設計承認書を添えて、原子力規制委員会に提出 しなければならない。
- 5 [略]
- 6 第二項の規定により核燃料輸送物設計承認書の交付 を受けた者は、同項第二号に掲げる事項を変更したと きは、変更の日から三十日以内に、別記様式第十六に よる核燃料輸送物設計承認書記載事項変更届出書を提 出しなければならない。
- 7 第二項の規定により核燃料輸送物設計承認書の交付 を受けた者は、承認を受けた核燃料輸送物の設計を廃 止したときは、廃止の日から三十日以内に、別記様式 第十七による核燃料輸送物設計承認書廃止届出書に当 該核燃料輸送物設計承認書を添えて原子力規制委員会 に提出しなければならない。

#### 8 [略]

別表第一 (第三条関係) —省略—

別表第二 (第三条関係) 一省略一

別表第六 (第三条関係) —省略—

別記様式第1 (第3条関係) 一省略一

別記様式第2 (第3条関係) —省略—

別記様式第3 (第3条関係) —省略—

別記様式第4 (第3条関係) **—**省略—

別記様式第5 (第3条関係) —省略—

別記様式第6 (第3条関係) ─省略─

別記様式第7 (第11条関係) **—省略—** 

別記様式第8 (第11条関係) —省略—

別記様式第9 (第21条関係) ─省略─

別記様式第10 (第22条の2関係) ―省略―

別記様式第11 (第23条関係) —省略—

別記様式第 12 (第 34 条関係) —省略—

別記様式第13 (第41条関係) —省略—

別記様式第14 (第41条関係) —省略—

別記様式第15 (第41条関係) —省略—

別記様式第17 (第41条関係) —省略—

備考 表中の[ ]は注記である。

別記様式第16 (第41条関係)

- 4 前項の更新を受けようとする者は、別記様式第十によ る核燃料輸送物設計承認有効期間更新申請書に、当該 更新を受けようとする核燃料輸送物に係る核燃料輸送 物設計承認書を添えて、原子力規制委員会に提出しな ければならない。
- 5 [同左]
- 6 第二項の規定により核燃料輸送物設計承認書の交付 を受けた者は、同項第二号に掲げる事項を変更したと きは、変更の日から三十日以内に、別記様式第十一に よる核燃料輸送物設計承認書記載事項変更届出書を提 出しなければならない。
- 7 第二項の規定により核燃料輸送物設計承認書の交付 を受けた者は、承認を受けた核燃料輸送物の設計を廃 止したときは、廃止の日から三十日以内に、別記様式 第十一による核燃料輸送物設計承認書廃止届出書に当 該核燃料輸送物設計承認書を添えて原子力規制委員会 に提出しなければならない。

## 8 [同左]

別表第一 (第三条関係) —省略—

別表第二 (第三条関係) —省略—

別表第六 (第三条関係) —省略—

別記様式第1 (第3条関係) ―省略―

「様式を加える]

「様式を加える]

「様式を加える]

「様式を加える]

[様式を加える]

別記様式第2 (第11条関係) ―省略―

別記様式第3 (第11条関係) 一省略一

別記様式第4 (第21条関係) 一省略一

別記様式第5 (第22条の2関係) ―省略―

別記様式第6 (第23条関係) 一省略一

別記様式第7 (第34条関係) —省略—

別記様式第8 (第41条関係) —省略—

別記様式第9 (第41条関係) 一省略一

別記様式第10 (第41条関係) —省略—

別記様式第11 (第41条関係) —省略—

別記様式第12 (第41条関係) —省略—

別表第二 平成二年科学技術庁告示第七号(放射性同位元素等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術 上の基準に係る細目等を定める告示)の一部改正に関する表

放射性同位元素等の工場又は事業所の外にお ける運搬に関する技術上の基準に係る細目等 を定める告示

—省略—

「題名を付する。]

(放射性輸送物とならない放射性同位元素等)

- 第一条の二 規則第十八条の三第一項各号列記以外の 部分の原子力規制委員会の定める放射性同位元素等 は、次の各号の一に該当するものとする。
  - 一 放射性同位元素等の放射能濃度が別表第一、別表 第三、別表第四又は別表第五の第一欄に掲げる放射 性同位元素の種類又は区分に応じ、それぞれ当該各 表の第四欄(別表第四及び別表第五にあっては、第 三欄)に掲げる濃度(以下「免除濃度」という。)を 超えないもの。ただし、別表第三の第四欄に掲げる 免除濃度について、原子力規制委員会が当該免除濃 度以外の濃度を安全上支障がないと認める場合に は、当該濃度を免除濃度とすることができる。
  - 二 一の荷送人により放射性同位元素等を運送するに当たり、当該放射性同位元素等の有する放射能の量が別表第一、別表第三、別表第四又は別表第五の第一欄の放射性同位元素の種類又は区分に応じ、それぞれ当該各表の第五欄(別表第四及び別表第五にあっては、第四欄)に掲げる放射能の量(以下「免除量」という。)を超えないもの。ただし、別表第三の第五欄に掲げる免除量について、原子力規制委員会が当該免除量以外の放射能の量を安全上支障がないと認める場合には、当該放射能の量を免除量とすることができる。
  - 三 鉱石等に含まれる放射性同位元素であって、放射 能濃度が当該放射性同位元素の免除濃度の十倍を 超えないもの
  - 四 製品に含まれる放射性同位元素であって、原子力 規制委員会が安全上支障がないと認めるもの
- 2 前項第一号ただし書又は第二号ただし書の承認を 受けようとする者は、別記様式第一による申請書に、 当該承認を受けようとする濃度又は放射能の量を算 出した方法を説明する書類を添えて、原子力規制委員 会に提出しなければならない。
- 3 第一項第四号の承認を受けようとする者は、別記様 式第二による申請書を原子力規制委員会に提出しな ければならない。

(L型輸送物として運搬できる放射性同位元素等)

- 第二条 規則第十八条の三第一項第一号の危険性が極めて少ない放射性同位元素等として原子力規制委員会の定めるものは、次の各号の一に該当する放射性同位元素等とする。
  - 一 放射性同位元素等であって、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる量を超えない放射能を有するもの

「条を加える。]

(L型輸送物として運搬できる放射性同位元素等) 第二条 「同左]

一 [同左]

	核燃料物質等の区分	放射能の量			放射能の量
個	容易に散逸しない固体状	.,	個	容易に散逸しない固体状	
体	の放射性同位元素等又は	第四まで及び別表	体	の放射性同位元素等又は	第四まで及び別表
	放射性同位元素等を密封	第六の第一欄に掲		放射性同位元素等を密封	第六の第一欄に掲
	したカプセル(以下「カプ	げる放射性同位元		したカプセル(以下「カプ	
	セル等」という。) であっ	素の種類又は区分		セル等」という。) であっ	素の種類又は区分
	て、当該カプセル等の設計	に応じ、それぞれ当		て、次に掲げる基準に適合	に応じ、それぞれ当
	が次に掲げる基準に適合	該各表の第二欄に		するもの(以下「特別形放	該各表の第二欄に
	していると原子力規制委			射性同位元素等」という。)	掲げる <u>数量</u> 以下「A
	員会が認めるもの又は外	二の第二欄に掲げ		71 Th 1 Th	」」という。)の千分
	国の法令上これと同様に	る数量にあつては、			<i>□</i>
	取り扱われているもの(以				
	下「特別形放射性同位元素	子量九規制委員会			
	等」という。)	が適当と認める数			
	[イ・ロ 略]	量。以下「A」」とい		[イ・ロ 同左]	
		う。) の千分の一			
	特別形放射性同位元素等	別表第一から別表		[同左]	別表第一から別表
	以外のもの	第六までの第一欄			第六までの第一欄
		に掲げる放射性同			に掲げる放射性同
		位元素の種類又は			位元素の種類又は
		区分に応じ、それぞ			区分に応じ、それぞ
		れ当該各表の第三			れ当該各表の第三
		欄(別表第四及び別			欄(別表第四及び別
		表第五にあつては、			表第五にあつては、
		第二欄)に掲げる <u>数</u>			第二欄)に掲げる <u>数</u>
		量(別表第二の第三			<u>量</u> 以下「A <sub>2</sub> 値」とい
		欄に掲げる数量に			う。) の千分の一
		あつては、当該数量			
		のうち原子力規制			
		委員会が適当と認			
		める数量。以下「A <sub>2</sub>			
		値」という。) の千			
		分の一			
[略				左]	
[_	二•三 略]		[_	二・三 同左]	

- 2 前項第一号の表上欄に規定するカプセル等の設計についての承認を受けようとする者は、別記様式第三 (既に承認を受けた設計の変更を行う場合は別記様式 第四)による申請書に、当該カプセル等の設計が同欄 イ及び口の基準に適合することを説明する書類を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 3 原子力規制委員会は、前項の規定による申請に係る カプセル等の設計が第一項第一号の表上欄イ及び口 の基準に適合していることについて確認をしたとき は、次の各号に掲げる事項を記載した特別形放射性同

[項を加える]

[項を加える]

位元素等設計承認書を交付する。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、そ の代表者の氏名
- 二 特別形放射性同位元素等の名称
- 三 特別形放射性同位元素等設計承認番号
- 四 特別形放射性同位元素等の種類
- 五 特別形放射性同位元素等の外形寸法、重量その他 の仕様
- 六 特別形放射性同位元素等設計承認書の有効期間
- 七 その他特記事項
- 4 前項の規定により特別形放射性同位元素等設計承認書の交付を受けた者は、当該特別形放射性同位元素等の設計の変更がないことを示して、有効期間の更新を受けることができる。
- 5 前項の更新を受けようとする者は、別記様式第五による特別形放射性同位元素等設計承認書有効期間更新申請書に、当該更新を受けようとする特別形放射性同位元素等に係る特別形放射性同位元素等設計承認書を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 6 原子力規制委員会は、第四項に規定する更新をしたときは、特別形放射性同位元素等設計承認書を書き換えて交付するものとする。
- 7 第三項の規定により特別形放射性同位元素等設計 承認書の交付を受けた者は、同項第一号に掲げる事項 を変更したときは、変更の日から三十日以内に、別記 様式第六による届書を提出しなければならない。
- 8 第三項の規定により特別形放射性同位元素等設計 承認書の交付を受けた者は、承認を受けた特別形放射 性同位元素等の設計を廃止したときは、廃止の日から 三十日以内に、別記様式第七による届書に当該特別形 放射性同位元素等設計承認書を添えて、原子力規制委 員会に提出しなければならない。
- 9 第一項第一号の表下欄に規定する別表第二の第二欄又は第三欄に掲げる数量についての承認を受けようとする者は、別記様式第八による申請書に、当該数量を算出した方法を説明する書類を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。

(比放射性同位元素及び表面汚染物)

第四条 規則第十八条の三第二項の原子力規制委員会の定める低比放射性同位元素は、次に掲げる各号の一に該当する放射性同位元素等であって、容器に収納することとした場合に、当該放射性同位元素等の表面から三メートル離れた位置における一センチメートル線量当量率の最大値が十ミリシーベルト毎時を超え

「項を加える〕

「項を加える」

[項を加える]

「項を加える]

「項を加える]

「項を加える]

(低比放射性同位元素及び表面汚染物) 第四条 [同左] ないものとする。ただし、容器による遮蔽の効果は考慮しないこととする。

一 次に掲げる放射性同位元素等(以下「LSA - I」と いう。)

イ [略]

ロ 放射性同位元素等が全体に分布しており、かつ、平均放射能濃度(放射性同位元素等の全体について平均した放射能濃度をいう。以下同じ。)が、第一条の二第一項第一号に規定する免除濃度の三十倍を超えないもの

二 [略]

三 前二号に掲げる放射性同位元素等以外の固体状の放射性同位元素等であって、次に掲げる要件に適合するもの(以下「LSAE」という。)

[イ・ロ 略]

[号の細分を削る]

ハ [略]

2 [略]

(設計承認の申請等)

- 第二十五条 規則第十八条の十七第四項の規定の適用を受けようとする者は、<u>別記様式第九</u>(既に同項の適用を受けた設計の変更を行う場合は<u>別記様式第十</u>)による申請書に、同条第二項第二号の書類を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 2 原子力規制委員会は、規則第十八条の十七第四項の 規定を適用したときは、次の各号に掲げる事項を記載 した放射性輸送物設計承認書を交付する。

[一・二 略]

三 放射性輸送物設計承認番号

「四・五 略]

六 収納する放射性同位元素等の仕様

七 [略]

八 [略]

九 [略]

十 [略]

十一 その他特記事項

- 3 「略]
- 4 前項の更新を受けようとする者は、<u>別記様式第十一</u>による<u>放射性輸送物設計承認書有効期間更新申請書</u>に、当該更新を受けようとする放射性輸送物に係る放射性輸送物設計承認書を添えて、原子力規制委員会に

一「同左〕

イ「同左〕

- ロ 放射性同位元素等が全体に分布しており、かつ、平均放射能濃度(放射性同位元素等の全体について平均した放射能濃度をいう。以下同じ。)が、船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示(昭和五十二年運輸省告示第五百八十五号)第一条の二第一項第一号に規定する免除濃度の三十倍を超えないもの
- 二 「同左〕
- 三 「同左]

[イ・ロ 同左]

○ 別記第二に定める浸漬試験を行った場合に、水中への放射性同位元素の漏えい量が九値の十分の一を超えないこと。

ニ [同左]

2 [同左]

(設計承認の申請等)

- 第二十五条 規則第十八条の十七第四項の規定の適用を受けようとする者は、<u>別記様式第一</u>(既に同項の適用を受けた設計の変更を行う場合は<u>別記様式第二</u>)による申請書に、同条第二項第二号の書類を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 2 原子力規制委員会は、規則第十八条の十七第四項の 規定を適用したときは、次の各号に掲げる事項を記載 した放射性輸送物設計承認書を交付する。

「一・二 同左〕

三 設計承認番号

「四・五 同左]

[号を加える]

六 収納する放射性同位元素等の仕様

七 [同左]

八 [同左]

九 「同左〕

[号を加える]

- 3 [同左]
- 4 前項の更新を受けようとする者は、<u>別記様式第三</u>による<u>放射性輸送物設計承認有効期間更新申請書</u>に、当該更新を受けようとする放射性輸送物に係る放射性輸送物設計承認書を添えて、原子力規制委員会に提出

提出しなければならない。

- 5 [略]
- 6 第二項の規定により放射性輸送物設計承認書の交付を受けた者は、同項第一号に掲げる事項を変更したときは、変更の日から三十日以内に、<u>別記様式第十二</u>による届書を提出しなければならない。
- 7 第二項の規定により放射性輸送物設計承認書の交付を受けた者は、承認を受けた放射性輸送物の設計を廃止したときは、廃止の日から三十日以内に<u>別記様式第十三</u>による届書に当該放射性輸送物設計承認書を添えて原子力規制委員会に提出しなければならない。

別表第一 (第一条の二及び第二条関係) ―省略―

別表第二 (第二条関係) —省略—

別表第三 (第一条の二及び第二条関係) ―省略―

\_\_\_\_ 別表第四 (第一条の二及び第二条関係) —省略—

別表第五 (第一条の二及び第二条関係) ―省略―

別表第六 (第二条関係) 一省略一

別記第二 削除

別記様式1 (第1条の2関係) ―省略―

別記様式2 (第1条の2関係) ―省略―

別記様式3 (第2条関係) 一省略一

別記様式4 (第2条関係) ―省略―

別記様式5 (第2条関係) ―省略―

別記様式6 (第2条関係) 一省略一

別記様式7 (第2条関係) 一省略一

別記様式8 (第2条関係) 一省略一

別記様式9 (第25条関係) 一省略一

別記様式10 (第25条関係) —省略—

別記様式 11 (第 2 5 条関係) —省略—

別記様式 12 (第 2 5 条関係) *一*省略一

別記様式13 (第25条関係) —省略—

備考 表中の[ ]の記載は注記である。

しなければならない。

- 5 [同左]
- 6 第二項の規定により放射性輸送物設計承認書の交付を受けた者は、同項第一号に掲げる事項を変更したときは、変更の日から三十日以内に、<u>別記様式第四</u>による届書を提出しなければならない。
- 7 第二項の規定により放射性輸送物設計承認書の交付を受けた者は、承認を受けた放射性輸送物の設計を廃止したときは、廃止の日から三十日以内に<u>別記様式第五</u>による届書に当該放射性輸送物設計承認書を添えて原子力規制委員会に提出しなければならない。

別表第一 (第二条関係) 一省略一

別表第二 (第二条関係) —省略—

別表第三 (第二条関係) —省略—

別表第四 (第二条関係) —省略—

別表第五 (第二条関係) —省略—

別表第六 (第二条関係) —省略—

別記第二 (第四条関係)

「様式を加える]

[様式を加える]

[様式を加える]

「様式を加える]

「様式を加える]

[様式を加える]

[様式を加える]

「様式を加える]

別記様式1 (第25条関係) ―省略―

別記様式2 (第25条関係) —省略—

別記様式3 (第25条関係) 一省略一

別記様式4 (第25条関係) —省略—

別記様式5 (第25条関係) —省略—

\_\_\_\_\_

# ◇エアーベッドの空気漏れに注意

<国民生活センター 2020年12月17日> http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20201217\_1.html

# **◇コードの付け根から発火したドライヤー**(相談解決のためのテストから No. 147)